

人間環境大学 課外活動等施設使用規程

(目的)

第1条 本学学生の自主的な課外活動の振興を図ることを目的として、課外活動に使用することのできる本学諸施設ならび設備（以下、「施設等」という）の使用について定めるものとする。

(施設等の範囲)

第2条 この規程に定める施設等は、次に掲げる施設とする。

- (1) 教室（演習室、実験・実習室等は含まない）
- (2) クラブハウス
- (3) 体育館
- (4) 弓道場
- (5) 学生ホール
- (6) ラウンジ・談話室
- (7) 講堂
- (8) その他（大学が認めたもの）

(使用者の範囲)

第3条 施設等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学公認、準公認または同好会の課外活動団体（以下、「団体」という）および教職員。
- (2) 学生支援部長が学生委員会の議を経て使用を認めた団体。

(使用手続)

第4条 使用を希望する団体の代表者は部長の承認を得た上で、学生支援部へ使用申請書類を提出し、学生委員長の承認を得なければならない。

- 2 使用できる施設等は原則1団体につき1部屋とする。ただし、施設等によっては共同で使用する場合がある。
- 3 施設等の割当ては学生支援部が行う。

(使用期間)

第5条 施設等の使用期間は4月1日から1年以内とし、以後所定の手続きを経て更新することができる。

(使用責任者)

第6条 施設等の使用に関する取扱部署は、学生支援部とし、各部室等の使用責任者は、原則として当該団体の代表者、部長とする。

(遵守事項)

第7条 施設等の使用に関しては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設等の使用時間は、原則として使用が禁止された日以外の午前9時から午後6時までとする。ただし、長期休暇期間中は午後5時までとする。
- (2) 前項で定められた使用時間以外に使用するときは、別に願い出て許可を受けるものとする。
- (3) 施設等使用許可願に記載した目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 使用できる施設等は、大学が指定した施設のみとする。
- (5) 良識ある活動をすること。
- (6) 清掃・整頓に努めること。
- (7) 飲酒・喫煙をしないこと。
- (8) 火気の使用にあたっては、大学の許可を取ること。
- (9) 施設等に宿泊しないこと。
- (10) 大学の許可なく、学外者や部外者を立入らせないこと。
- (11) 施設等の改裝等を無断で行わないこと。
- (12) 施設等の鍵を転貸しないこと。また、鍵の複製をしないこと。
- (13) その他、施設等の使用に関する学生支援部の指示を厳守すること。

(使用の停止・許可の取消)

第8条 前条各号に規定する事項に反したとき、学生支援部は学生委員会の議を経て、その理由を明示した上で、施設等の使用の停止または許可の取り消しをすることができる。

(返還)

第9条 施設等の使用の停止または許可を取り消された団体は、すみやかに使用を停止し、施設等の原状復帰を行い返還しなければならない。

(鍵の使用)

第10条 施設等の鍵を使用する場合は、使用の都度、使用簿に記入し、職員から鍵を受領しなければならない。

2 借りた鍵は、使用後、原則としてその日のうちに返却しなければならない。

(施設の保全等)

第11条 使用者が故意または重大な過失により減失、破損、もしくは甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 学生部長および関係教職員は、防火、防災、防犯、工事等施設の管理上の必要から施設等内に入り、使用状況（設置物や清掃状態等）を点検することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

(附 則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。